

カンムリワシの傷病救護及び普及啓発等の推進に関する連携協定書

第1条 目的

この協定は、カンムリワシの傷病救護及び普及啓発等に係る各種取組の推進と連携確保を図るものである。

第2条 定義

この協定における用語については以下の通りとする。

傷病救護：生死に関わらず負傷した個体を救護または回収する行為をいう。

治療・リハビリ：生存している救護個体の回復のため投薬、手術、看護等を行い、野生復帰させるための訓練を行う等の一連の行為をいう。

終生飼育個体：治療及びリハビリを経ても野生復帰が困難と獣医師の判断のもと関係者が合意した個体のことをいう。

普及啓発：本種の生態や保全に関する情報を広く周知する活動のことをいう。

生体展示：普及啓発の一環として終生飼育個体を展示することをいう。なお、域外繁殖の意味を含まない。

第3条 連携事項

各組織は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

1. カンムリワシの傷病救護、治療・リハビリ、終生飼育個体の管理
2. カンムリワシに関する生体展示をはじめとした普及啓発
3. 上記1、2の取組みにより得られた情報の共有と管理
※年に1回程度、関係者間で情報交換を行う場を設定。
4. この他、カンムリワシの保全に必要な事項

第4条 各組織の役割

前条の連携事項を進めるにあたり各組織の役割を以下の通り定める。なお、終生飼育個体の生体展示については、原則として、生息域である八重山地域を優先し、生体を活用した普及啓発の意義も鑑み、関係機関と協議の上、適切な施設で実施するものとする。

1. 環境省沖縄奄美自然環境事務所

石垣島及び西表島における傷病救護、治療・リハビリ対応組織への救護個体の移送、普及啓発の推進、救護要因の情報整理・分析・対策の検討と実施

2. 石垣市

石垣島内における環境省と連携した傷病救護、救護個体の治療・リハビリに係る業務支援、市民及び来訪者にむけた普及啓発の推進

3. たまよせ動物病院

救護個体の治療・リハビリ、他の組織が行うリハビリに係る助言

4. 石垣やいま村（あやぱに株式会社）

救護個体のリハビリ、終生飼育個体の飼育管理及び啓発活動の推進、適正な飼育環境と体制の維持確保

5. 竹富町

西表島内における救護個体の治療・リハビリに係る業務支援、町民及び来訪者にむけた普及啓発の推進

6. 特定非営利活動法人どうぶつたちの病院沖縄

救護個体の治療・リハビリ、他の組織が行うリハビリに係る助言

7. 沖縄市

沖縄こどもの国における生体展示

8. 公益財団法人沖縄こどもの国

終生飼育個体の飼育管理及び啓発活動の推進、適正な飼育展示環境と体制の維持確保

第5条 個体の所有権及び占有権について

カンムリワシの傷病救護個体の所有権及び占有権は、治療・リハビリ中は、傷病個体を第一に收容する環境省に帰属するものとする。野生復帰した個体についてはその権利を放棄するものとする。なお、野生復帰が困難と判断された終生飼育個体については、関係機関・団体と協議の上、適切な施設に收容する。このとき、終生飼育個体の所有権及び占有権が移転する場合には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の、個体の移動が発生する場合には、文化財保護法に基づく必要な手続きを行うものとする。

第6条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、当事者いずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第7条 情報保護

当事者は、この協定に基づく取組を実施するに当たり知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者間の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

第8条 協議

この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、当事者が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度当事者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を8通作成し、各々1通を保有する。

令和6年2月21日

環境省沖縄奄美自然環境事務所

所長 北橋 義明

石垣市

市長 中山 義隆

沖縄市

市長 桑江 朝千夫

竹富町

町長 前泊 正人

たまよせ動物病院

院長 土城 勝彦

特定非営利活動法人どうぶつたちの病院沖縄

理事長 長嶺 隆

石垣やいま村（あやぱに株式会社）

社長 上地 健太

公益財団法人沖縄こどもの国

園長 神里 興弘